平成２３年（フ）第３７号
長野県東御市和3405番地
破産者　有限会社小林建築
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３３４号
長野県北安曇郡白馬村大字北城4755番地
破産者　有限会社白馬ベルデ
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６７号
静岡市駿河区森下町３番20号
破産者　ＨＴコンサルタント合資会社
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４８号
静岡市駿河区中島752番地の３
破産者　Ｍ．Ｃｒｅｗ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７１号
名古屋市北区楠味鋺５丁目2406番地の１
破産者　有限会社トーヤ企画
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２４６３号
大阪府八尾市東本町３丁目９番36号
破産者　株式会社エル・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４号
奈良県生駒郡斑鳩町服部１丁目12番12号
破産者　株式会社もりかわ
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４１号
奈良県生駒市南田原町1082番地83
破産者　有限会社全伸教育学園
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９６号
東京都三鷹市下連雀３丁目９番６号三鷹ダイカンプラザ605号
破産者　有限会社三遠デベロップ
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９７号
神奈川県藤沢市下土棚2081番地の１ルミエール702、破産申立時の住所東京都三鷹市下連雀３丁目30番12―602号
破産者　鈴木　一幸
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８１０号
東京都八王子市南大沢３丁目９番５―101
破産者　有限会社サンディトーきねや
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８１１号
東京都八王子市堀之内２丁目19番地８ハイツマルエイＡ202号
破産者　伊藤　　孝
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８１２号
東京都八王子市堀之内２丁目19番地８ハイツマルエイＡ202号
破産者　伊藤　典子
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８１３号
東京都八王子市堀之内２丁目19番地８ハイツマルエイＡ202号
破産者　伊藤　敦史
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９５３号
東京都羽村市富士見平２丁目９番地羽村団地13―409
破産者　小暮　明由
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７０号
東京都国分寺市高木町１丁目22番地10メゾン武蔵野102
破産者　富家　千晶
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７号
三重県伊勢市岩渕３丁目５番３号
破産者　藤村　隆秀
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１１号
滋賀県近江八幡市大中町18番地
破産者　中江　康宏
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９３号
奈良県葛城市新庄114番地７、前住所奈良県御所市大字東松本43番地の24
破産者　辻田　　誠
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１６７号
札幌市東区北33条東９丁目３番１号
破産者　大河原久美子
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５４号
山形市大字上東山3225番地の２
破産者　石山　洋子
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係